

平成31年2月8日

第3～5学年（専攻科進学者）生  
専攻科1年生 各位

学生主事

## 平成31年度前期分授業料免除について

前期分授業料免除の申請についてお知らせします。

前期分授業料免除説明会の開催及び申請書の配布は、例年、新年度の4月に行っていますが、この授業料免除の申請には、市区町村が発行する家族全員分の所得証明書が必要で、提出は6月になります。

そこで、新年度の4月に前期分授業料を徴収しないために、事前に免除申請予定者を把握する必要があります。

については、前期分授業料免除申請をする予定である学生には、事前に「授業料免除申請確認書」を提出してもらいますので、学生生活係で確認書を受け取り、必ず保護者と相談の上、下記期限までに確認書を提出してください。この確認書の提出により、平成31年度前期分授業料免除決定まで徴収が猶予されます。

ただし、提出期限までに確認書を提出しなかった学生は、前期分授業料免除申請はできませんので、提出忘れの無いように注意してください。

なお、確認書を提出した学生には、確認書提出時に説明会の案内をし、授業料免除説明会出席時に申請書を配布します。

記

提出期限：平成31年3月8日（金）17時まで  
配布・提出先：学生課 学生生活係（4番窓口）

### 重要事項

- ・ **高等学校等就学支援金受給は3年生で終了するため、4年生からは授業料免除申請の対象となりません（現3年生該当）。**
- ・ 前期分授業料免除申請希望者は、事前に申請予定である事の確認書を必ず提出してください。
- ・ 確認書を提出しないと、前期分授業料免除申請はできません。
- ・ 平成31年度前期分授業料免除説明会は4月に行います。